

平成25年度福祉事業のご案内

障がいのあるかたも、高齢者も、安心して暮らすことができるようにさまざまな支援制度を行っています。



■高齢者福祉

高齢者や家族が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要な支援を行います。

① 八乙女げんき塾事業 (デイサービス)

条件 65歳以上で介護保険に該当しないかたで、介護予防のために利用が必要であると認められたかた

利用 月曜日から金曜日の間
でおおむね1回、午前10時から午後3時まで

料金 デイサービス1日当たり700円

場所 老人福祉センター

② いきいき在宅生活 サポート事業 (ホームヘルプサービス)

条件 65歳以上のかたのみの世帯で、介護保険に該当しないかたで、日常生活で支援及び指導が必要なかた

利用 家事支援、一週間2回

条件 65歳以上で介護保険に該当しないかたで、生活支援及び指導が必要なかた。介護者が冠婚葬祭で不在のときなど

③ 短期宿泊活用地域生活 サポート事業 (短期入所サービス)

条件 65歳以上で介護保険に該当しないかたで、生活支援及び指導が必要なかた。介護者が冠婚葬祭で不在のときなど

利用 7日間以内/月
料金 1日当たり2211(3483円(食費・滞在費含み))で施設により異なります。

④ 家族介護者交流事業

条件 要介護度3〜5に相当するかた、重度の認知症高齢者を介護している家族

内容 在宅で高齢者の介護をしているかたの交流、リフレッシュのため、宿泊、日帰り旅行、施設見学などを行います。

⑤ 高齢者寿賀祝品支給事業

長寿を祝福し祝品を支給します。

条件 数え77歳、88歳、99歳、100歳のかた

給付 77歳、88歳は町の賀詞、99歳は県の賀詞及び町の祝品(敬老会で支給)、1月1日で数え100歳のかたに賀詞と3万円を支給

⑥ ねたきり高齢者等介護者 激励金支給事業

在宅のねたきり高齢者等を介護しているかたに、介護者激励金を支給します。

条件 6カ月以上の在宅の介護者

給付 2万6000円

⑦ 在宅介護おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にあるかたなどに、おむつを支給します。

条件 世帯の収入額合計が1000万円以下でかつ

(90万円×18歳以上の世帯員数+500万円)以下であること

65歳以上で要介護度3以上のかた(入院中は該当しませんが)

給付 現物(1カ月当たり4000円相当以内)

⑧ 地域生活あんしんネット ワーク事業

一人暮らしの高齢者などが急病や災害などの緊急時に、ごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。

条件 65歳以上のかたのみの世帯、またはこれに準ずるかたで町民税非課税世帯

料金 1カ月当たり525円

⑨ 物忘れ相談事業

条件 物忘れなどが気になるかたや、その家族

利用 認知症などの早期発見・治療に結びつけるために精神科医による相談、あるいは訪問を行います。

*2カ月に1回 金曜日の午後2時から(日程は広報しらすたかでお知らせ予定)

料金 無料

*事前予約が必要になります。

⑩ 元気パワーアップクラブ事業

体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。

条件 元気はつらつクラブの修了者のかた、または運動を希望する65歳以上のかた

料金 1回につき200円

⑪ 高齢者世帯等雪下ろし費 支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。

条件 町民税非課税世帯で一人暮らし高齢者世帯、またはこれに準ずる世帯

給付 屋根の雪下ろし1回当たり1万3000円を上限として年度3回以内

⑫ 高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。

条件 町民税非課税世帯で一人暮らし高齢者世帯、またはこれに準ずる世帯

内容 住居の出入り口から生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

■高齢者福祉に関する問い合わせ 健康福祉課地域包括支援センター(☎86-0112)